

195

D 3 1 0

様式44

令和7年8月20日

三重県知事 殿

鈴鹿市東玉垣町2483番地の1

医療法人 正 秀 会

理事長 八 木 秀 行

電 話 059(383)1661

決 算 届

令和6年7月1日から令和7年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条
第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人正秀会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市東玉垣町2483番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成10年7月22日
- (4) 設立登記年月日 平成10年8月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	八木医院	2410305508	三重県鈴鹿市東玉垣町 2483番地の1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和6年8月14日 令和5年会計年度決算の決定

令和7年8月11日 令和7年会計年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人正秀会
所在地 鈴鹿市東玉垣町 2 4 8 3 番地の 1

※医療法人整理番号 D 3 1 0

財 産 目 録
(令和7年6月30日現在)

1. 資 産 額	32,079 千円
2. 負 債 額	10,782 千円
3. 純 資 産 額	21,297 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,849
B 固 定 資 産	19,230
C 資 産 合 計 (A + B)	32,079
D 負 債 合 計	10,782
E 純 資 産 (C - D)	21,297

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人正秀会
所在地 鈴鹿市東玉垣町 2 4 8 3 番地の 1

※医療法人整理番号 D 3 1 0

貸 借 対 照 表
(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,849	I 流 動 負 債	10,782
II 固 定 資 産	19,230	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	2,768	負 債 合 計	10,782
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	16,462	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 積 立 金	6,297
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	21,297
資 産 合 計	32,079	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,079

様式 4－2

法人名 医療法人正秀会
所在地 鈴鹿市東玉垣町 2 4 8 3 番地の 1

※医療法人整理番号 D 3 1 0

損 益 計 算 書
(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,836
2 事業費用	65,171
本来業務事業損失	△ 4,334
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業損失	
事業損失	△ 4,334
II 事業外収益	201
III 事業外費用	0
経常損失	△ 4,133
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 4,133
法人税等	185
当期純損失	△ 4,318

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 正秀会
理事長 八木秀行 殿

私 八木昭彦は、医療法人正秀会の令和 6 会計年度(令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 8 月 1 1 日
医療法人 正秀会
監事 八木 昭彦